

外ヶ浜町障がい者活躍推進計画

外ヶ浜町では令和元年6月に改正された「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）で地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が明示されたことから、障がい者の雇用に関する具体的な取組を盛り込んだ「障がい者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画」を下記のとおり策定いたしましたので公表いたします。

令和7年4月1日

外ヶ浜町長 山 崎 結 子

1 計画期間

本計画の期間は、令和7年4月から令和12年3月までの5年間とします。

（1）外ヶ浜町役場における障がい者雇用に関する課題

外ヶ浜町役場における障がい者任免状況通報では令和6年6月1日現在で、障がい者実雇用率は、法定雇用率を上回っているところです。

今後も法定雇用率を達成しつつ、障がいのある職員がその能力や適性を十分に発揮できるよう、個々の状況に配慮しながら、継続して働くことができる環境づくりを進めていくことを目指すとともに、本計画のもと、障害のある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに取り組んでいくことが重要である。

2 目標

（1）採用に関する目標

本計画では、採用に課する目標を毎年6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。

【評価方法】

毎年の任命状況通報による把握及び進捗管理を行うものとする。

（2）定着に関する目標

不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とする。

【評価方法】

毎年の任免状況通報時、人事記録等を元に特に前年度採用者の定着状況を把握し、進捗管理を行うものとする。

3 取組内容

（1）障がい者の活躍を推進する体制整備

○障がい者雇用推進者として総務課長を選任する。

○障がい者職員生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障がい者である職員の相談窓口を設定するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役場分担及び各種相談先を整理し、関係者間において情報を共有する。

○障がい者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3ヶ月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障がい者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。

(2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- 新規に際ような障がい者及び障害の進行により従来業務遂行が困難となった中途障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
- 定期的な面談により必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。
- 措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
 - ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
 - ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
 - ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
 - ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- 相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。
- 措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
- 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。
 - ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
 - ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
 - ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
 - ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

4. その他

- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。